

平成 30 年 1 月 22 日

航 空 局

航空局所管国有財産の管理処分手続の見直しについて

国土交通省航空局では、今般の会計検査院の検査報告等を踏まえ、「航空局所管国有財産の管理処分に関する連絡会議」を開催し、「地方航空局国有財産処分審査会」を設置するなど、航空局所管国有財産の管理処分手続の見直しに向けた取組を進めて参ります。

今般の森友学園事案に関する会計検査院の検査報告等を踏まえ、財務省においては、財政制度等審議会国有財産分科会において、国有財産の管理処分手続の見直しに向けた方向性が示されております。

航空局においても、こうした見直しの方向性を踏まえつつ、航空局所管国有財産の管理処分手続の見直しに向けて以下の取組を進めて参ります。

- 航空局内に「航空局所管国有財産の管理処分に関する連絡会議」を設置し、財務省における国有財産の管理処分に係る見直しの議論を踏まえた改善策の具体化や、行政文書の作成・保存等に関する周知徹底等、航空局所管国有財産の管理処分手続の見直しに向けた取組を進めて参ります。

- 地方航空局（東京航空局及び大阪航空局）に地方航空局長を長とする「地方航空局国有財産処分審査会」を設置し、所管国有財産の管理処分に係る事務処理の客観性及び透明性の向上に努めて参ります。
（本日開催した連絡会議において設置を決定）

（参考資料）

1. 航空局所管国有財産の管理処分に関する連絡会議の設置について
2. 地方航空局国有財産処分審査会の設置について

【問い合わせ先】

国土交通省 航空局 予算・管財室 柳本、平原、岡本
（代表）03-5253-8111（内線 48651、48652、48657）
（直通）03-5253-8710
F A X 03-5253-1656